

プレミアム付商品券事業について

【趣旨】

平成 31 年 10 月 1 日からの消費税率引上げに当たり、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、低所得者・子育て世帯に対し、一定期間に限り使用できる商品券を発行・販売するプレミアム付商品券事業が盛り込まれた平成 31 年度予算案が閣議決定されたことから、市においては、全庁的な協力体制のもと本事業を実施する。

なお、本事業は、当該商品券の発行・販売を市区町村が行い、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を国が全額補助することとなっている。

【事業概要】

1. 対象者

- (1) 平成 31 年 1 月 1 日時点の住民のうち、平成 31 年度の住民税が非課税である者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く）
- (2) 平成 31 年 6 月 1 日時点の住民のうち、平成 28 年 4 月 2 日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主（平成 31 年 6 月 2 日以降に生まれた子の取扱いについては、現在国において検討中）

2. 購入限度額

- (1) 上記 1. (1) の該当者：2.5 万円（販売額 2 万円）
- (2) 上記 1. (2) の該当者：2.5 万円（販売額 2 万円）×対象となる子の人数
※低所得者に配慮した分割販売を実施（5 千円単位を予定）

3. 販売期間

平成 31 年 10 月～平成 32 年 3 月の間で、市区町村が決定する期間

【組織体制】

市民生活部に「プレミアム付商品券推進室」を設置し、各課からの兼務により職員を配置する。

1. 職員配置

- 室長：1 名（地域活性課長が兼務）
室員：6 名以内（室長を除く）
※その他、嘱託職員又は臨時職員を配置

2. 所掌事務

例規・申請書の整備、制度の広報・周知、対象者の抽出、対象者への案内の発送、購入希望申請書の照会、購入引換券の発送、商品券の販売、補助金申請・清算等

3. 執務室

統計室（市役所 1 階）